

## 公益認定等委員会だより(その2)

公益認定等委員会事務局

(はじめに)

新しい公益法人制度が施行されてから 1 年が経過しました。この間、国の公益認定等委員会は 7 人の委員・事務局職員共々、諮問案件の審査など事務の適正な処理に努めてきました。

「公益認定等委員会だより」(その 2)では、「内閣府から法人関係者へのメッセージ」「内閣府からのお知らせ」のほか、池田委員長のコラムを掲載しています。

### I 池田委員長から‘ひとこと’

#### ～民による公益の増進を～

豊かな社会を築き、守っていくためには、自らが未来を切り拓いていく「自助」の精神と、国や地方自治体等による支援を必要とする方々への「公助」の仕組みのほかに、もう一つ、多くの人々が集まって、共に「社会のため」に力を発揮する「共助」の存在が欠かせません。新政権では、「新しい公共」や「支え合って生きていく日本」など、「共助」をこれからの日本にとって重要な概念として示しました。その「共助」を実現するためには、民間の力、すなわち「公益法人」の力が重要となります。

現在のような厳しい経済情勢であるからこそ、公益法人には、社会の多様なニーズに機動的に対応していくことが期待されています。

企業は、営利活動だけではなく、CSR活動や公益活動（公益法人の設立とその支援）に取り組み、個人も、仕事だけではなくボランティア活動や寄附活動に積極的に取り組む。そのように、営利活動と公益活動が融合し渾然一体となった社会が望ましいと思っています。そのためにも、公益法人のミッションに共鳴し活動を推し進める皆様には、社会変革に結びつくような情熱を持ち、公益活動に取り組んでほしいと思います。

公益認定は、公益法人として活動するためのスタートラインです。民が主体である公益法人により、それぞれの自主性と創意工夫を大切にして、柔軟で個性的な活動が展開されることを期待しています。新しい時代の新しい公益を担うために、そして、温かみと深みのある社会の実現のために、多くの領域で、多様な新公益法人が生まれることを期待しています。

## Ⅱ 内閣府から法人関係者へのメッセージ

### 1 制度改革の意義を改めて見直してはいかがでしょうか。

今回の公益法人制度改革は、民間非営利活動の促進が、日本を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要であることを背景として行われました。すなわち、個人の価値観が多様化するなど社会情勢が変化する中、民間の非営利部門は柔軟で機動的な活動を展開することが可能であるため、画一的対応が重視される行政部門や収益を上げることが前提となる営利部門では、満たすことのできない社会のニーズに対応することができると考えられます。そのため、民法制定から100年以上経って様々な制度疲労が見られた旧制度を、「民による公益の増進」の観点から抜本的に見直す改革が行われました。

また、「すべての特例民法法人は、認定又は認可を受けなければ新制度の法人に移行できない」ことについて、発想を転換して、移行を、これまで変えたいと思っけていてもなかなかできなかった、法人のあり方や事業を見直す絶好のチャンスと考えてみてはいかがでしょうか。

加えて、今後寄附を受ける見込みのある法人などにとっては、制度改革にあわせて、寄附税制の充実など寄附を促す環境整備を行っているので、法人の財政基盤を充実させる良い機会になると考えられます。

### 2 まずは国・都道府県への相談をお勧めします。

移行認定などの申請に際し、どのような目的の法人とするか、公益法人とするか一般法人とするか、どのような事業を行ってゆくかなど、今後の法人運営方針を決めることになります。これらは、新制度について正しい知識と理解に基づいて法人自らが行うことが望まれます（なお、申請に際し、何が検討のポイントか迷ったときには、例えば「公益認定等委員会だより」（その1）のⅢとⅣをご参照ください）。また、認定などを受け新制度の法人となった後は、これまでの主務官庁はなくなり、法令に基づいて従来以上に強力なガバナンスに支えられた法人が、申請の参考とした今後の方針に基づき自主的に運営を行うこととなります。

従って、法人を継続的にしっかりと運営してゆくためには、何といたっても正しい知識を得る必要があります。新制度に最も詳しい国や都道府県はその手助けをすることができると思いますので、まずは、国または県への相談をお勧めします。

以下は、内閣府における電話相談・窓口相談の案内です。

資料を見てもわからないといった場合など、制度の内容や申請にあたってご不明な点がございましたら、下記の相談専用ダイヤルをご利用下さい。専門相談員による電話相談を実施しております。

(相談専用ダイヤル) 03-5403-9669

(時間) 平日10時～16時45分

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しております。  
受付のご案内につきましては、毎月、公益法人information  
(<https://www.koeki-info.go.jp/>) で掲載しています。

(予約受付番号) 03-5403-9526 又は 9989

(相談内容) ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの  
・定款の変更の案の内容等に関するもの

なお、都道府県でも窓口相談等を行っているので、申請を都道府県に予定されている場合はご利用下さい。

### 3 各種の公表資料を活用してください。

ここでは、申請に至る各過程における検討・疑問の解決に役立つ資料を紹介しています。

#### (1) 制度改革にあわせて、法人の将来展望を検討する場面

- 制度改革とはどんな内容か？
- 申請をするに当たり必要な手続は？
- 公益法人と一般法人とは何が違うのか？
- 公益目的事業とは？・・・ 等

⇒ 『パンフレット』・『FAQ』問Iが有効です！

制度改革の概要や移行に当たっての法人の選択肢(公益法人と一般法人の違い等)を紹介するとともに、「公益目的事業」・「公益目的支出計画」といった重要概念について簡潔に解説しています。

#### (2) 具体的な事業・機関設計・財務等を検討する場面

- 現在実施している事業が公益目的事業に該当するのか？・・・
- 収支相償とはどのようなもので、どうやってクリアするのか？・・・
- 定款の変更の案は、どのように作成したらいいのか？・・・

等

⇒ 『公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)』

『FAQ』

『移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内』

等が有効です！

『公益認定等ガイドライン』には、「遊休財産額の保有の制限」、「収支相償」について等、認定基準の詳細が、また、個別の事業が公益目的事業に該当するか（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか）の事実認定に当たっての留意点としてチェックポイントも記載しています。

『FAQ』では、例えば、認定基準（機関設計や財務・会計等）について、多数寄せられる質問についての考え方を示しています。疑問が生じた場合には、まず、目次を参照し、関係しそうな質問を探してみてください。

『移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内』では、定款の定め方の例やその解説を記載しているほか、定款を作成する際に特に留意して頂きたい事項を取りまとめた「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」も収載しています。

### （3）実際に申請書類を作成する場面

- 申請書類の記入方法が分からない。
- 作成は終わったが、チェックする方法がなく不安。

等

各手続について、『申請の手引き』を公表しています！

『申請の手引き』では、書類ごとに作成手順、記入事項等を掲載しています。一見、その分量から手にとることを躊躇してしまうかもしれませんが、一から全て読むのではなく、例えば、申請書類の書き方で分からないことがあった場合に該当箇所だけを参照する、という使い方が有効です。

申請に当たっては、電子申請を推奨しています！

電子申請のIDを取得すると、自動計算機能や別の書類間の自動転記機能等が付いた様式で申請書類を作成することができます。また、記入漏れがあるとエラー表示がされるといった申請書類のチェックも自動的に行われます。

※ 公益法人information (<https://www.koeki-info.go.jp/>) では、ここで紹介した資料のほか、紹介しきれない資料も多数掲載しております。各種資料は、こちらから入手してください。また、電子申請のID取得もこちらから行うことができます。

## 4 申請書類に関する留意事項

申請書類に関するよくある間違いや注意事項については、巻末の別表（7頁）をご覧ください。

### Ⅲ 内閣府からのお知らせ

#### 1 国における申請・答申等の概況（平成 21 年 11 月末現在）

##### (1) 申請・審査・答申等の件数

- ① 申請の総件数：8 月末の延べ 172 件から 262 件となっています。そのうち、移行認定・移行認可関係は 228 件で、国所管の特例民法法人数（平成 20 年 12 月 1 日現在）6,625 の 3.4%にあたります。
- ② 審査中の件数：8 月末の 126 件（申請件数の 73.2%）から 170 件（同 64.9%）となっています。
- ③ 答申の総件数：8 月末の 27 件（申請件数の 15.7%）から 59 件（同 22.5%）となっています。うち、不認定とするものが 1 件ありました。また、認定のうち、移行認定・移行認可関係は 48 件で、国所管の特例民法法人数の 0.7%にあたります。
- ④ 取下げ総件数：8 月末の 19 件（申請件数の 11.0%）から 33 件（同 12.6%）となっています。

##### 申請・審査中・答申等の件数

	申請件数	審査中の件数	答申の件数	取下げ件数
移行認定	171(51/120)	112(35/77)	38(7/31)	21(9/12)
移行認可	57(23/34)	39(15/24)	11(4/7)	7(4/3)
新規認定	33(14/19)	19(10/9)	9(2/7)	5(2/3)
変更認定	1(0/1)	0(0/0)	1(0/1)	0(0/0)
合計	262(88/174)	170(60/110)	59(13/46)	33(15/18)

(注) カッコ内の数字は、左が社団法人、右が財団法人

- ⑤ 認定・認可後の法人からの変更届出等の件数：8 月末の 10 件から 25 件（公益法人 21、移行法人 4）となっています。

(注) 移行法人とは、公益目的支出計画を実施中の一般社団・財団法人をいいます。

##### (2) 審査に要した日数

###### ① 平均所要日数

移行認定申請が 153.4 日（8 月末で 131.1 日）、移行認可申請が 146.9 日（同 121.8 日）、新規認定申請が 144.6 日（同 119.6 日）となっています。

###### ② 最短・最長所要日数

移行認定申請は、最短で 61 日、最長で 356 日となっています。

移行認可申請は、最短で 87 日、最長で 207 日となっています。

新規認定申請は、最短で 69 日、最長で 264 日となっています。

(注) 所要日数は申請受付から処分に要した日数

##### (3) その他

平成 21 年 9 月から 11 月までに答申された案件の中に、移行認定申請に対する不認定と変更認定申請（公益目的事業の種類の変更）に対する認定が 1 件ずつありました。な

お、移行認定申請などが不認定となった場合も、移行の場合は移行期間中に再度の申請は可能ですし、また移行認可など別の申請もできます（FAQ問I-4-②をご参照ください）。

## 2. 立入検査の考え方

公益法人及び移行法人の監督についてとりまとめた「監督の基本的考え方」（平成20年11月21日）を踏まえて、このたび、立入検査についての原則的な考え方を示しました。

### 立入検査の考え方（概要）

#### 1 公益法人の立入検査

立入検査は、法令で明確に定められた公益法人としての遵守事項に関して、公益法人の事業の運営実態を確認するという観点から行います。

公益認定後最初の立入検査は、事業の実施状況の早期確認の意味から、認定後1～3年以内のできるだけ早期に、第2回以降は、原則として直近の立入検査実施後3年以内に実施します。これらは行政庁で毎年作成する計画に従って実施し、検査対象法人へは、立入検査実施予定日の概ね1か月前に実施通知を行います。

立入検査のなかで、法人関係者からの要請や必要に応じて、制度の詳細について説明などを行います。この機会を利用して新制度に関する理解を深め、適切な法人運営に努めてください。

実際の検査においては、公益認定審査等の際に経過を注意することとされた点、定期的に行政庁へ提出する書類、法令で提出することとされている変更の届出書、一般の方から提供された情報等を活用し、法人の事務所等で確認すべき事項を中心に、メリハリのある検査を行います。また、法人の運営は、自主性を重んじられるようになる一方、法令による法人のガバナンス等の規制が詳細なものとなっていることから、法人運営全般については、理事及び監事等法人運営に責任を持つ者から直接お話を聞かせていただきたいと思います。

#### 2 移行法人（公益目的支出計画を実施中の一般法人）の立入検査

移行法人の立入検査は、法令の規定上、公益目的支出計画の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由がある場合に実施することになりますので、事前に計画を立てて立入検査を実施することにはなりません。定期提出書類等により、立入検査の実施を検討し、必要があれば行うこととなります。

## 3. 最近の公表資料

平成21年9月以降、委員会から公表した主な資料をご紹介します。内容など詳細は、公益法人 information( <https://www.koeki-info.go.jp/> )をご覧ください。

- ・ FAQの追加（定款の変更の案の作成）（平成21年12月2日追加）
- ・ 新公益法人制度施行後一年を迎えての池田委員長の談話（11月27日掲載）
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部改正について（11月2日掲載）
- ・ 「公益法人会計基準」の運用指針及び公益法人会計基準の一部改正について（10月26日掲載）
- ・ 「電子申請の手引き（基本作業編）」を改訂（10月1日掲載）
- ・ FAQの修正（移行をまたぐ任期の取扱い）（9月28日修正）
- ・ FAQの追加（特定の学校の在学学生への奨学金、医療事業）（9月8日追加）

## (別表) 申請書類に関する注意事項

\* : 今回初掲の注意事項です。

### I 移行認定申請（公益認定申請）関係

#### 1 別紙2：公益目的事業関係

○ 複数の事業をまとめた場合において、まとめた理由が記載されていない例が見受けられます。事業をまとめることができるのは、類似・関連する場合であり、まとめた理由を記載して頂く必要がありますのでご注意ください。

なお、構成する個々の事業の費用の内訳を求める場合がありますので、ご注意ください。（\*）（公益認定等ガイドライン52頁、FAQ問Ⅷ-2-②、申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）

○ 施設を貸与することを公益目的事業として申請する場合において、どのような活動に貸与するのかが記載されていない例が見受けられます。

施設を貸与する場合には、

- ・当該施設の設置目的
- ・公益目的ではどのような活動に貸与するのか、又、その日数
- ・公益目的以外ではどのような活動に貸与するのか、又、その日数

等を記載してください。

なお、定款で定める目的又は事業に根拠がない事業は、公益目的事業とは認められないことがありますので、ご注意ください。（公益認定等ガイドライン46頁、FAQ問Ⅸ-③、申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）（\*）

○ 事業を外部委託する場合において、事業のどの部分を委託するのかが明確でない例が見受けられます。事業を外部に委託する場合、どのような業務について委託するのかがわかるように記載して頂く必要がありますので、ご注意ください。（申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）（\*）

○ 事業を行うために必要な財源が記載されていない例が見受けられます。財源を記載して頂く必要がありますのでご注意ください。（申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）

○ 「事業の種類」の欄にはチェックポイントの事業区分の番号が記載されている例が見受けられます。同欄には別表各号の号を記載することになりますのでご注意ください。（申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）

○ 個々のチェックポイントに対応した説明がされていない例が見受けられます。該当する事業区分の個々のチェックポイントに対応した説明が必要ですのでご注意ください。（申請の手引き（移行認定編）17頁、（公益認定編）20頁、（移行認可編）24頁参照）

○ 複数の事業をまとめた場合、一部の事業しか説明がされていなかったり、事業区分(18)で全ての事業を一括りで説明されていたりする例が見受けられます。まとめた各事業についてそれぞれ事業区分を適用して説明して頂く必要がありますのでご注意ください。(公益認定等ガイドライン52頁、FAQ問Ⅷ-2-②、申請の手引き(移行認定編)17頁、(公益認定編)20頁、(移行認可編)24頁参照)

○ 該当する事業区分(例:(5)相談、助言)があるのに、事業区分(18)で説明がされている例が見受けられます。該当する事業区分がある場合は当該事業区分を用いて説明して頂く必要がありますのでご注意ください。(申請の手引き(移行認定編)17頁、(公益認定編)20頁、(移行認可編)24頁参照)

○ 助成事業について、非応募型でも(13)助成(応募型)のチェックポイントで説明されている例が見受けられます。応募による助成でない場合には、事業区分(18)で説明して頂く必要がありますのでご注意ください。(公益認定等ガイドライン47・48、50・51頁、申請の手引き(移行認定編)17頁、(公益認定編)20頁、(移行認可編)24頁参照)

○ 助成・表彰等の選考を伴う事業について、選考プロセスが具体的に記載されていない例が見受けられます。選考プロセスを記載の上、根拠となる選考基準や選考規程等を添付していただきますようお願いします。(申請の手引き(移行認定編)16頁、(公益認定編)19頁、(移行認可編)23頁参照)

## 2 別表C(1)：遊休財産額の保有制限の判定関係

○ 「1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成」欄は、申請書に添付された収支予算書の期末貸借対照表を表しています。したがって、例えば14欄一般正味財産の額には、前期末貸借対照表の一般正味財産額+収支予算書の当期一般正味財産増減額の数値が記載されます。(認定法16条、認定法施行規則22条3項)(\*)

## 3 別表C(2)：控除対象財産関係

○ 基本財産のうち、公益目的保有財産の表示をして公益目的事業の用に供する財産、管理業務やその他の必要な活動に使用するために合理的な範囲で保有する財産は控除対象財産となり得ますが、定款で基本財産としての定めを置くことのみをもって当該財産が控除対象財産となるものではありません。(認定法施行規則22条3項1・2号、ガイドラインI8.(1)(2)、FAQ問V-4-③、問VI-3-①)(\*)

## 4 別紙D：他の団体の意思決定に関与可能な財産関係

○ 申請する法人が株式等を保有している場合には、議決権の過半数を有していなくとも、別表Dへの記載が必要になりますのでご注意ください。(申請の手引き(移行認定編)46頁、(公益認定編)49頁参照)

## 5 別紙F(1)：役員報酬及び給料手当の状況関係

- 法人の中には、役員の中で無報酬であるものも見受けられますが、このような場合には、別表F(1)を白紙のままとするのではなく、報酬の支給を受けている役員はいない旨を明記して下さい。(申請の手引き(移行認定編)48頁、(公益認定編)51頁参照)

## 6 滞納処分に係る納税証明書

- 申請書に添付していただく納税証明書は、滞納処分を受けたことがないことの証明書ですのでご注意ください。なお、証明書で証明されている期間の末日が、申請日の直近3か月以内であるものを提出していただく必要がありますので、申請の準備を進める際にはこの点についてもご注意ください。(申請の手引き(移行認定編)51頁、(公益認定編)54頁参照)

## Ⅱ 移行認可申請関係

- 公益目的支出計画を実施するためには、資産を取り崩していかなければならないと誤解している例があります。公益目的支出計画は、法人の純資産を消費して零にすることを要求するものではありません。(FAQ問X-1-②参照)
- 従前から実施してきた事業について、規模の拡大や実施手法の変更を行うことをもって公益目的事業とする例があります。法人が従来から実施している事業で、旧主務官庁が公益に関する事業と認めれば、原則として継続事業として公益目的支出計画の対象事業とすることができます。(公益認定等ガイドライン27頁、FAQ問X-2-③参照)
- 公益目的支出計画の終了前に、法人の赤字額の累計が保有する正味財産額を上回り、債務超過になる例があります。法人活動全般について、財務的な影響により実施事業等のための資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられることがないと見込まれる必要があります。(公益認定等ガイドライン31頁参照)
- 公益目的財産額の算定において、保有する土地について固定資産税評価額が付されていない、または固定資産税評価額が零表示されている場合に、当該土地の時価を零とする例があります。固定資産税評価額が付されていない場合(固定資産税評価額が零表示されている場合を含む。)の土地については、法人自らが他の公正妥当と認められる評価指標を用いた時価評価を行うことも一つの方法と考えられます。(申請の手引き(移行認可編)12頁参照)
- 公益目的財産額の算定から除くことができる「貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるもの」について、法人の内規に基づき積み立てている資産を該当させている例があります。この「支出又は保全が義務付けられていると認められるもの」とは、法令等(通達又は通知を含む。)により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているものとしています。(公益認定等ガイドライン29頁、FAQ問X-3-①、申請の手引き(移行認可編)20頁参照)

(注) 公益目的事業に関しては、「Ⅰ 移行認定申請(公益認定申請)関係 1 別紙2:公益目的事業関係」をご参照ください。

## Ⅲ 「定款の変更の案」関係

「定款の変更の案」について、特にお問い合わせの多い点や、注意していただきたい点について、考え方や、法令・公益認定等ガイドライン・FAQ等のどこを参照したらいいかなどを、FAQ問I-3-⑩として取りまとめましたのでご参照ください。(\* )